

指定訪問介護事業所
多摩済生ケアセンター訪問介護利用料表

	ケアプランに定めたサービス提供時間	介護報酬【単位数】	利用者負担金			
			1割(円)	2割(円)	3割(円)	
身体介護	20分未満	166	217	433	650	
	20分以上～30分未満	249	324	648	972	
	30分以上～1時間未満	395	515	1,030	1,545	
	1時間以上～1時間30分未満	577	752	1,503	2,255	
	1時間30分以上、30分増す毎	83	108	215	322	
身体介護に引続き生活援助を利用される時	20分以上	66	87	173	259	
	45分以上	132	173	345	517	
	70分以上	198	258	515	773	
生活援助	20分以上～45分未満	182	238	475	713	
	45分以上	224	292	584	876	
各種加算	初回加算	200	260	520	779	
	生活機能向上連携加算	I	100	131	261	391
		II	200	260	520	779
	緊急訪問加算	100	131	261	391	
	夜間早朝加算	上表の利用料が2割5分増しされます				

1ヵ月当たりの訪問介護サービス費 = (単位数 + 加算) × 31日 = ①総単位数、① × 介護職員処遇改善加算 0.137 = ②、① × 介護職員等特定処遇改善加算 0.042 = ③、① + ② + ③ = ④ × 地域加算 11.05
実際に皆様にご負担頂くのは、月間のご利用料の介護保険負担割合証記載の割合を乗じた額となります。

その他の保険外費用

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。
通常の訪問区域の小平市、東村山市、東久留米市、小金井市、国分寺市を越えた居宅に公共交通機関を利用し、又は緊急時等止むを得ない事由でタクシー等を利用し訪問した場合は、実費をご負担頂きます。

キャンセル料

- キャンセル又は日程変更の連絡は、前日の午後5時30分までにお電話ください。
 - ・午後5時30分以降～当日キャンセルは1,000円
 - ・連絡がなかったために訪問し、不在だった場合は、1,300円のキャンセル料をそれぞれ請求させていただきます。(※体調不良や急な入院のため連絡ができなかった場合及び緊急時を除きます。)

ご利用料の請求とお支払い

- 請求書の郵送 翌月13日頃
- お支払い ご指定の金融機関自動引き落とし【毎月23日】とさせていただきます。ご利用契約時、口座指定等の手続きをお願いします。
- 領収書の郵送 翌々月の13日頃、前月分の請求書に同封しお届けします。
※領収書は再発行できませんので大切に保管ください。
- 医療費控除 領収書に「医療費控除対象」と表記してある金額を他の医療費や介護保険サービスの負担金と合わせて控除申告することができます。

訪問介護サービス重要事項説明書

当事業所が、訪問介護を希望する皆様に契約により提供します訪問介護サービスの内容、重要事項について次のとおりご説明いたします。

運営方針

おひとりおひとりの高齢者をご自分の意思で自らの生活を選択し、住み慣れた地域のなかで安心して自立した生活が送れるよう、皆様とご家族のニーズに合わせ、かつ納得と同意のもとにサービスを提供いたします。訪問開始後も、それが適切、最善のお手伝いと援助であるかを常に見直し、共に考え相談し、より良い介護サービスが提供できるよう努めて参ります。

法人の概要

〒187-0041 東京都小平市美園町3丁目11番1号

社会福祉法人**多摩済生医療団** 理事長 和田 健

介護老人福祉施設(従来型 94名・ユニット型個室 60名) 短期入所生活介護事業所(9名)

多摩済生園 ☎ 042(343)2291 FAX 042(342)2900 <http://www.tama-sai.jp>

多摩済生ケアセンター

■通所介護、認知症対応型通所介護事業所 ☎ 042(342)0620 Fax 042(342)1535

■訪問介護事業所 ☎ 042(342)1184 ■たまさいケア24 ☎ 042(349)2805 Fax 042(342)2900

■小平市地域包括支援センター ☎042(349)2123 Fax 042(342)1535(以下同じ)

■居宅介護支援事業所 ☎042(342)6673

■訪問看護ステーション ☎042(349)1022

多摩済生病院 ☎ 042(341)1611 FAX042(341)1610 <http://www.tama-saisei.or.jp>

事業所の概要

- 所在地 〒187-0041 東京都小平市美園町3丁目12番1号
- 名称 社会福祉法人多摩済生医療団**訪問介護事業所多摩済生ケアセンター**
- 種別 介護保険指定訪問介護事業所《指定番号 1374300331》
- 管理者 松尾 康平 (主任サービス提供責任者)
- 電話 **042(342)1184** 【夜間・休日専用 042(343)2291】
- Fax ファクシミリ 042(342)1535 E-mail care24@tama-sai.com
- 訪問区域 小平市、東村山市、東久留米市、小金井市、国分寺市
- 訪問時間帯 **午前7時30分～午後7時30分**
 - 年中無休、契約書によります。
 - また、早朝・夜間の時間外を希望される場合は割り増し料金を申し受けます。
- 営業時間帯 **月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分**
 - 休日＝日曜、年末年始(12月30日～1月3日)
 - 時間外、休日の緊急のご相談、連絡は、上記夜間・休日専用電話で多摩済生園(宿日直待機者)までダイヤルください。

■職員構成

職種	資格	定数	職務
管理者	主任サービス提供責任者	1名	業務及び職員の統括管理
サービス提供責任者	介護福祉士	名	利用申込みに係る連絡調整、技術指導
訪問介護員	介護福祉士	名	訪問介護
	介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修修了者	名	

サービスの
内容

①身体介護	体位変換・通院介助・排泄介助・食事介助・入浴介助(清拭)等
②生活援助	掃除・洗濯・調理・買い物等その他日常生活の援助 (ご家族分の居室掃除・調理・買い物等は含まれません。)

サービス利
用について
の留意事項

サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ご利用者からの交替の申し出：選任された訪問介護員の交替を希望する場合には当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事由その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

サービス実施報告書

訪問介護員は訪問介護サービス提供の都度、報告書を記載し、ご利用者の認印、またはサインをいただき、[控]をお渡しします。

サービス実施時の留意事項

利用者は事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

備品等の使用：訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合もあります。

買い物代行サービスをおこなう場合に限り、少額な現金をお預かりし、サービス実施報告書に記載、レシートの貼付により現金の受け払い、清算を確実におこないます。それ以外の目的または必要から現金をお預かりすることは一切できませんのでご了承ください。

また、ご利用者の預金通帳・有価証券、健康保険証、印鑑等もお預かりすることも一切できない他、それらの保管場所についてもお聞きいたしません。

訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

医療行為

ご利用者もしくはご家族等からの金銭又は物品の授受

ご利用者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供

ご利用者もしくはご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

その他ご利用者もしくはご家族等に対する迷惑行為

緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容態の変化、事故等緊急事態が生じた場合、虐待または虐待が疑われると認められたときは、速やかにご家族、主治医、119番、110番等通報、要請し、居宅介護支援事業所及び小平市等保険者、並びに施設賠償責任保険会社等に報告、通知し、迅速適切な事後処理、再発防止のための措置を講じ、協議します。

苦情の受付 当事業所への苦情やご相談は、次によりお受けしています。

- 苦情・相談受付責任者 管理者 松尾 康平
- 苦情・相談解決責任者 在宅介護室 田中 伸一
- 受付時間 月～土曜 8:30～17:30
- 電話 042(342)1184 ■ 緊急時(夜間休日) 042(343)2291

次の窓口でもそれぞれの介護支援専門員がお受けしています。
受付時間は、同じく 月～金曜 8:30～17:30 です。

- 居宅介護支援事業所 電話 042(342)6673
- 地域包括支援センター 電話 042(349)2123

保険者等公共の相談・苦情受付窓口

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	平日 9:00～17:00	03(6238)0177
小平市 健康福祉部高齢者支援課給付指導担当	平日 8:30～17:00	042(346)9595
東村山市 健康福祉部介護保険課給付指導係		042(393)5111
東久留米市 福祉保健部介護福祉課介護サービス係		042(470)7760
小金井市 福祉保健部介護福祉課介護保険係		042(387)9822
国分寺市 福祉部高齢福祉課介護保険係		042(321)1301

苦情対応の基本手順

皆さまからの苦情を受け付けた場合は、次の手順で適切に対応し、ケアサービスの品質向上に努めて参ります。

苦情の受付 苦情内容の確認・苦情対応経過報告書記入 管理者への報告
 ご利用者へ苦情対応に向けた対応の事前説明と同意 苦情解決に向けた対応の実施 再発防止、および改善の実施 ご利用者へ結果報告と説明・同意 事業所内での再発防止について再確認、周知徹底

個人情報の利用と保護

皆様の氏名、住所、電話番号、ご家族等を含む個人情報は守秘義務をもって厳正に取り扱い管理するとともに、次に掲げる目的のため利用させていただきます。

- 1.介護報酬請求関係事務、及び会計・経理事務
- 2.事故、災害、急病等における警察、消防、医療機関、行政庁等への通報
- 3.介護支援専門員(居宅介護支援事業所・地域包括支援センターケアマネジャー)との連絡調整：訪問介護計画の立案、指示受け、報告等
- 4.主治医、訪問看護師等との連絡調整
- 5.訪問介護サービス向上のための研修、
- 6.損害賠償責任保険の請求
- 7.介護保険所管、監査行政庁、国民健康保険連合会等から審査、情報提供を求められた場合

以上の連絡調整を文書にて行う場合、封書を原則としますが、緊急等止むを得ない場合、氏名、住所等をマスキング(黒塗り)した上でファックスにて送受信することがありますので予めご承諾ください。

また、上記各項の目的外に利用させていただく場合は、必ず事前に皆様の同意を得ることとします。

その他、当センターの個人情報保護規程並びに法令に基づき、それらに違反した場合も含め適切に取り扱い、対処、補償をおこない、訪問介護サービスの終了後は、5年間保存、期間を越えた後は全ての個人情報をシュレッダーにて廃棄いたします。

契約の終了

1.ご利用者の都合でサービスを終了する場合

お電話等での連絡の後、文書でお申し出ください。

2.事業所の都合でサービスを終了する場合

事業の閉鎖や縮小、又は災害等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合には、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

3.自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 1)ご利用者が介護保険施設に入所した場合、または医療機関等入院し3ヵ月が経過した場合。
- 2)要介護・要支援認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- 3)被保険者資格を喪失した場合
- 4)死亡した場合。

4.その他

1)事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、個人情報保護法に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

2)利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、料金を催促したにもかかわらず、支払われない場合、または利用者やご家族等が事業所や訪問介護員等に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。